

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十八号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項」の下に「（法第四十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二条第一項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

#### 附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条及び第二条第一項第一号の規定は、令和六年四月一日から適用する。